

## 第9回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録（要旨）】

平成24年11月22日

企画政策推進室

日 時：平成24年11月22日（木） 10時00分～12時00分

場 所：姫路市役所 北別館 4階 402会議室

出席委員：新川会長、岩成副会長、相川委員、加茂委員、木谷委員、岸田委員、  
玉田委員、増尾委員、松本委員、森下委員、渡邊委員

姫路市：（事務局）内海市長公室長、岡山企画政策推進室長、寺尾市民参画部長、  
名村企画政策推進室主幹 他2名

欠席者：4名（有馬委員、藤浦委員、藤本委員、三渡委員）

傍聴者：9名

主な議事内容：姫路市自治基本条例の素案について

## 【討議内容】

### ○ 開会あいさつ（要旨）

事務局（内海） 本日は先月に引き続き2ヶ月連続の開催となっている。  
参加いただき感謝している。

懇話会としては、いよいよ最終段階に入ってきたところであり、この懇話会終了後、次回懇話会までに条例案に対する委員の最終的なご意見をまた聴取することを予定している。

また本日の内容は、前回、条例の文案等に対して頂いたご指摘、ご意見に対する対応と修正を加えている。

さらに、これまでの色々な方面からのご意見を踏まえ、特に「市民」の定義の部分について、「住民」と「住民等」と分けた言い方での修正を加えている。

ご議論をよろしくお願ひしたい。

### ○ 参考資料説明

今後のスケジュール、先行都市の条文及び啓発パンフレット等について、各委員に事前配布した下記の資料を用いて説明。

- 参考資料 ① 姫路市自治基本条例 検討スケジュール  
② 第8回 姫路市自治基本条例検討懇話会 まとめ  
③ 先行都市の自治基本条例等の条文一覧  
④ 他都市の啓発パンフレット（函館市、鳥取市）  
⑤ 第8回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録（要旨）】

※ 参考資料⑤は、会議当日に机上配付したことを報告。

新川会長 事務局から参考資料の①から⑤までご説明をいただいた。  
これについて、ご質問、あるいはご意見があれば頂きたい。

（意見なし）

特に今の時点でないようであれば、また後ほど気がつかれた時点で戻ってくるということで、また条例内容やあるいはその解説に関わることがたくさんあるので、改めてご議論いただきたいと思うが、よろしいか。

（異議なし）

それでは、早速本日の議題、「姫路市自治基本条例の素案について」、ご審議をいただきたいと思う。

事務局からも先ほど少し説明があったが、色々手を加えていただいたところもある。

これについて、事務局の方から資料の1から3、これをもとに説明をお願いしたい。

## ○ 質疑

事務局から、下記の資料を用い、前回の懇話会で頂いた意見や市議会等から頂いた意見を踏まえて修正を加えた条例素案について変更箇所を中心に説明を行い、委員からの意見を頂く形で進行。

- 資料1 姫路市自治基本条例（素案）
- 資料2 姫路市自治基本条例（素案）逐条解説
- 資料3 姫路市自治基本条例（素案）ですます調

新川会長            前回ご意見を頂き、色々工夫をされている。  
また、その他にも頂いたご意見を参考にされて、特に大きく「市民」を「住民」と「住民等」に全体を変えられている。若干例外もあるが、そういう修正も加えられたということで説明をいただいた。  
どこからでも結構であるので、自由に意見を頂きたい。

相川委員            「市民」を「住民」に変えた理由がよく分からない。  
逆に分かりにくくなったという理由をいくつか申し上げる。  
1つは、8条、9条の議会基本条例と関係する条文で、ここは「市民」という表記を置かざるを得ない。  
すると、1つの自治基本条例の中に、「住民」と表記する部分と「市民」と表記するという部分が出てくる。  
今までずっと議論してきたようにこの自治基本条例の「市民」の定義は、議会基本条例の「市民」と合わせるように細心の注意を払ってきたはずである。  
議会基本条例の「市民」というのはどのような定義かというのを、市議会のホームページで、今確認した。議会基本条例も実はパブリック・コメントで「住民」にするべきではないかという意見が寄せられたが、それをはっきり否定する回答をされている。  
その回答を読み上げると、「『住民』は地方自治法では市町村の区域内に住所を有する者と規定されておりますが、本条例（議会基本条例）においては市内に住所を有する人だけでなく、市内に通勤通学や、事業活動を行う人など、市政との関わりが深い人なども広く『市民』と考えております。また居住者が居住しているのが市域であること。市議会や市長との関係を考慮して『市民』と規定するのが適切であると考えております。」となっている。  
私たちが今まで話してきた、「市民」の定義もこの回答と同じと理解しているので、あえてその今回「住民」と変えるメリットが私には分からない。  
1つ確認するが、「住民」と「住民等」を分けたところは、説明のあった定義の(4)参画のところだけなのか。他は全部、「住民等」としているのか。

事務局（岡山） 「住民」と「住民等」を新たに区別したのはご指摘の部分だけである。

相川委員 逐条解説の7ページの定義の(2)のところで「住民」の方に少し重きを置いているという説明をされた。具体的な違いとしては、「住民」は「市政をはじめ、まちづくりに主体的に参加すること」となっているのに対し、「住民等」は「まちづくりに関わること」となっている。「住民」の部分だけに「市政をはじめ」という言葉を入れてしまっているために、「住民等」の部分である姫路市内で活動するNPO法人、まちづくり団体、事業者等が、市政に参画できないような印象を与えてしまう。

このように「市民」から「住民等」に置き換えて、分かりにくくなったのではないか。

むしろ矛盾を孕んでしまうのではないか。

事務局（内海） 手分けして回答させていただく。

まず、議会の方の8条、9条、議会基本条例に倣った「市民」という言葉を使わせていただいている。

先ほどご指摘いただいた議会のその条例の段階でのパブリック・コメントにおいて、「市民」というのは「住民」だけに限らないという回答をされているということであるが、それは事実である。

ただ、その考え方として、住民以外の部分を含めたものは、議会の全体の考え方としては確定されていないというような意見がある。

どういうことかということ、議会基本条例の中で「市民」の定義はされてない。パブリック・コメントで回答されているだけで、それぞれの条文の中で規定している内容によって解釈される余地が残っている。

議会基本条例における「市民」の定義について、自治基本条例で踏み込むことはできないので、単に形式的に8条、9条では「市民」という議会基本条例で使われている言葉を生かしているということである。

一方、事務局として、この自治基本条例については、「市民」とは違う定義を明確にしようということで「住民」という言い方をさせていただいている。

それから、前回の懇話会の説明の中でさせていただいたと思うが、パブリック・コメントあるいは議会との議論の中で、「住民」が、色々な行政のサービスや執行機関あるいは議会との関わりの中で、比重というか、そのような部分については、中心的なものであるということの説明させていただいた。

住民の福祉の増進等の住民自治の考え方においては、やはり「住民」というのが中心であり、そういった条文の修正も前回させていただいたが、それをより分かりやすくしようということである。

この本条例の適用にあたって、その比重あるいは優先度は、「住民」にあり、それを明確にしようということでの定義をさせていただいた。

事務局（岡山） まず、「住民」と「住民等」に「市民」を分けて分かりにくくなったのではないかというご指摘については、第7回懇話会で、委員の方から、今回の修正のような「市民」を、「住民」、「住民等」に分けて区別して規定した方がよいのではないかという意見を頂いた。

その時、事務局としては、そうすると分かりにくくなるということをお返答させていただき、パブリック・コメントでは「市民」のままですらせていただいた。

今ご指摘いただいたように、事務局としても色々と議論した結果、「等」が付いていることについて、分かりにくさというものが残ると思うが、変更した理由については、先ほど公室長が申しあげたものであり、それを事務局において比較した結果、やはり公室長が説明した内容の方に重きを置いたということである。

次に具体的な条文の規定でご指摘いただいた第2条定義の(4)、参画の部分である。

このまちづくりと市政の関係であるが、まちづくりの中に市政を含めるというのは逐条で書かせていただいております、その例示として「市政をはじめ」ということで書かせていただいているが、事務局の意図としては、「住民等」は市政に参画しなくてよいということを行っているわけではない。あくまで、「また住民等が市政をはじめまちづくりに関わることをいう」という意味である。

したがって、市政に関わらなくてよいという誤解を与えてしまうことは事務局にとって意図しないものであるので、改めて文章を検討させていただきたい。

相川委員 後半に説明されたことに関しては、逐条解説はあまり読まれないため、条文だけ見た時にこの「市政をはじめ」というのが入っていると他の者は市政に口出しできないのかと思われるので、これは再検討された方がよいと思う。

議会基本条例における「市民」の定義について、パブリック・コメントでホームページに掲載されているというのは公文書扱いで、その時点の見解であるので、今となってその見解が違うというのは、私は理解できない。ただし、これは議会に尋ねるべきことで、本懇話会の事務局に申し上げることではない。

ただ、他の委員の皆さんがどう思われるかを知りたい。

8条、9条で「市民」というように書かれているにもかかわらず、他の条文では「住民等」になり、しかも「市民」の定義は明確にしないということで、本当にいいのか。

新川会長 もし技術的に必要であれば、定義のところに「市民」を出して、議会基本条例で定めるところの「市民」と書いていただければ形式的には問題ない。

事務局（岡山） 議会基本条例の中では「市民」の定義がされていないので、結局、自治基本条例の中で議会基本条例の定めるところによると言ったところで、根本的な解決にはならないのではないかと。

- 渡邊委員 今後、姫路市では「市民」という言葉を使いにくくなってくるようなイメージも感じるので、他都市が使っているように、素直に「市民」とした方がよいと思う。
- 玉田委員 「市民」というのはそもそも、今ここで定義する「住民等」ということでよいか。
- 事務局（岡山） そのとおりである。
- 玉田委員 では、それを「住民」という言い方と「住民等」という言い方の2つに分けてあえて区別をしたということか。
- 事務局（岡山） そうである。
- 玉田委員 では、「住民」というのは、新しく出てきた言葉なのか。
- 事務局（岡山） 「住民」については、もともと第2条(2)のアで市内に住所を有する者を「住民」と規定させていただいており、これを外に出したということである。
- 玉田委員 そうすることによって、「市民」という1つの言葉を言おうとするときに、「住民」と「住民等」という2つの単語が引付くようになるということか。
- 事務局（岡山） そのとおりである。
- 新川会長 言葉の関係としては、以前「市民」と言っていたものは、「市民」＝「住民」＋その他、「市民」を「住民等」と言い換えたもの。つまり、「市民」＝「住民等」と考えていただければよい。
- 玉田委員 なぜそのようになったかというのと、住んでいる人の方が、権利義務の比重が高いからということか。
- 新川会長 事務局の説明は、そういうことであつた。  
住所を持っている人は、住民でない方に比べ権利や義務がともに重いので、それを別に出そうということである。
- 玉田委員 それは、前回の懇話会の意見の中にあつたのか。
- 事務局（岡山） 日本の法体系の中で、「住民」には住民以外の方よりも、権利や義務が付与等されている。  
その分けた理由というのは、前回の懇話会で頂いた意見ではなくて、公室長が説明したとおり、議会やパブリック・コメントの意見等を踏まえて、事務局で修正させていただいた。

玉田委員 了解である。

相川委員 確認であるが、「住民」と「住民等」というのを区別しているのは、定義の第2条の4の参画の部分だけか。

事務局（岡山） そのとおりである。

相川委員 基本的に、参画のところは、「市政をはじめ」という文言を削るとして、「まちづくりに主体的に参加する」というのと、「まちづくりに関わること」というので、確かに「住民」に対して、「あなたはもっと主体的にやるように」という話があるかもしれないが、事務局が言われる権利や義務について、「住民」が最優先というニュアンスは、これだけでは出ないのではないか。

もっと「住民」と「住民等」というのを区別して色々な権利等を分けるという覚悟の上での条文改正であれば、まだしも分かりやすいが、他は同じ、というのでは、この段階で変える意味がない。

新川会長 事務局が説明されていないが、住民投票のところは、「住民」になっている。

相川委員 ここに違いがあるということか。

事務局（岡山） 以前からそのようにしている。

新川会長 この違いを明確に定義のところでも再定義したという構成になるのではないか。

相川委員 情報の共有とかその辺りの修正はないのか。

新川会長 そこは全て「住民等」だと思う。当然、幅広く捉えざるを得ないということでやってきたところである。

相川委員 住民投票の規定は、特に慎重においた規定なので、そこをあえて定義を変える必要があるのかどうか。

権利義務の実態上からすると、「住民」、「住民等」に分けようが、「市民」と一括りにしようが、何にも変わりはないという説明のようだが。

岩成副会長 ただ文章だけということか。

全般的に市民の人がどういう語句なのか、「庶民」と言っても、「市民」と言っても、どちらも一緒である。

ただ議会基本条例では、「市民」となっているため、少し違和感がある。

- 加茂委員           やはり一般的に見ていただく意味でも、「住民」と書かれて読むよりは、「市民」と書かれる方が、我々一般市民が見るときは受け入れやすいと感じる。
- だから、いわゆる中学生とか高校生等の子どもたちに分かってもらいたいという思いを出すのであれば、やはり「住民」というよりは、「市民」ということで、統一される方が、話をするにもやりやすいかと思う。
- 住民投票のために区別するというのであれば、その部分だけで、「市民」と「住民」という区別をした方がよいのではないか。
- 増尾委員           言葉だけといえば言葉だけであるが、まず一点、第4条「自治の基本理念」の1項が「住民」になっているので、これは変えた方がよいと思う。
- 後に関しては、私も今までずっと「市民」と言ってきたので、そちらの方がしっくりとくる。
- 参政権等々に関しては、別できっちりと規定しておけばよいことであって、それによって全て変えてしまうというのはどうか。
- 岸田委員           数回の論議の中で「市民」の定義や「住民」とか色々論議してきた中で、最終段階になって事務局が「住民」、「住民等」と修正されたが、逐条解説が前回から出てきており、そこで住民投票の関係などが詳細に書かれているので、それを見ていただければよい。
- 今までの論議のように「市民」で言った方が分かりやすい。
- 過去の数回の論議を見た時に、この懇話会のメンバーでは、「市民」のままでもよいのではないかと思う気がする。
- 木谷委員           直接の条文の意見ではないが、要望として「住民」と「住民以外」の権利なり責務の違いというのを整理して欲しいと思っている。
- 新川会長           解説書のレベルということでよいか。
- 木谷委員           そうである。
- 玉田委員           前回の懇話会の時に出された要望事項である条文の文体。「である調」と「ですます調」の件について、資料3の「ですます調」の条例（素案）を読んだところ、前文は、非常に読みやすいと思った。
- ただ、条文は意見が分かれるところだと思っているが、やはり条例の文章ということなので、「である調」で進めていただければよいのではないかと感じた。
- 先行都市の自治基本条例の条文一覧の参考資料③を見たところ、やはり前文は、市民に分かりやすくということで、「ですます調」が多いと感じる。
- 熊本、函館については総則からも「ですます調」になっているが、高松市は「である調」である。
- この本文については、個人的な意見でいうと、「である調」の方が



よいと思う。

他の委員の皆さんの意見をお伺いしたい。

増尾委員

私も前文に関しては、「ですます調」の方がよいと思う。

少し調べたところ、制定済の都市の80%以上が、前文については「ですます調」のようで、条文に関しては3割から4割となっている。

全体通して見ると、私は個人的には「ですます調」でもよいのではないかと思った。

自治基本条例は罰則規定を設けるような厳罰な条例ではないため、あえて威圧感を与える書き方をする必要もないというのが感想である。

より一般的な平易な言葉を用いることで、広く老若男女を問わず、受け入れてもらえるのではないかと感じている。

岸田委員

私も前回も申し上げたが、あくまで好みだという意見もあるものの、「ですます」の方が中学生や小学生に見てもらえるのであれば、その方がよいかとは思っている。

渡邊委員

私も前文に関しては、「ですます」がよい。

本文も、自分の中で、あくまでもイメージであるが、「ですます」の方がきれいと感じている。

加茂委員

私も「ですます調」の方が、より身近に感じることができる条例としてよいと思うので、親しみやすいようにしていただければと思う。

新川会長

その他、前回の懇話会の意見を頂いて、いくつか表現を変えていただいたり、解説の内容について少し工夫をしていただいたりしているところもある。

それから、実際に条例が制定できたということであるが、参考資料に他市のチラシの案を頂いている。

この辺りについてもご意見を頂ければと思う。

松本委員

前回の案から色々と皆さんの意見を踏まえてこの度、事務局が検討し、資料を示していただいているが、特に定義の「住民」、「住民等」、「市民」に関し、色々と議論されているが、「住民」と「住民等」については逐条解説の中で説明されている。

「市民」という言葉については、議会基本条例で使われているので、それを引用しているということで、私はよいのではないかと考えている。

加茂委員

定義のところで、「住民等」の中に「住民」が入っているが、では「市民」というのはどこに行ってしまったのか教えていただきたい。

この中で「市民」という言葉は存在しないのか。

新川会長

基本的には、「市民」という言葉を全部やめている。

加茂委員 「市民」＝「住民と住民等」ということに移行してしまうということなのか。

新川会長 そのとおりである。

玉田委員 「市民」は、「住民等」という言葉に全部置き換えられたということではよいか。

新川会長 そういうことである。

玉田委員 先行都市の自治基本条例等の条文一覧の参考資料③の2ページの熊本市の条文では、「住民」と「市民」になっている。  
他の高松や函館では「市民」となっている。  
恐らく何に私達の違和感があるかということ、「市民」が消えて「住民等」に変わり、「等」という分かりにくい言葉に変わったということだと思うが、いかがか。  
どうしても「住民」と「住民等」に分けなければならない理由があるのであれば事務局から説明をお願いしたい。

事務局（内海） 最初の説明と繰り返しになる部分がある。  
自治基本条例は、あくまで理念的な条例であるが、条例を適用する段階で何を優先するかという問題について、色々と市議会あるいはその他のパブリック・コメントでも指摘や質問があった。  
そこで、何を優先するのかと言われると、やはり「市民」という定義が広くあったとしても、行政としては53万の「住民」、あるいは有権者、そういった部分の比重が高く、優先されるということを答えてきた。  
日々の業務でも、それが事実であり、一般的な背景でもある。  
さらに言えば、この条例の中で、章立てで団体自治や住民自治の部分を再定義している。  
先程も申し上げたように、それらに関わる行政の制度や考え方の対象、住民自治の主体の大部分は「住民」である。  
それは既定の事実、一般的な事実ということで、ご理解いただけると思っている。  
それと、もう一点、権利、義務を「住民」と「住民等」でどう分けるのかということについては、分けられるのかという疑問もあると思うが、今までの括りであった「市民」については、この条例以外でも政策の中で、例えば「市民共治」であるとか、そういう言葉を使っている。  
それを否定するわけではなく、自治基本条例の適用の中で、比重、優先度、これについては「住民」に重きを置くという適用の考え方を明確にしたいということである。  
その一般的な事実ということと、適用の考え方を明確にしたいということで、言葉として、定義部分で「住民等」と置き換えさせていた

だいた。

今後も、色々な説明の中で「市民」という言葉を当然使っていく。

相川委員

この自治基本条例の中では、「住民等」である在勤者等も、住民投票を除き、等しく情報共有や市政に参加する権利などを認めている。

これが自治基本条例の大きな目的でありながら、今言われていることは、条例上は認めるが、行政の窓口では明らかに差をつけるというように聞こえた。

これは少し危険な発言だったのではないかと思うが。

事務局（内海）

住民かそうでないかということによってサービスの差をつけるということではなく、参画と協働の権利の中では、自ずと比重が違うのではないかということである。

逐条解説の5ページのイメージ図にあるように、市政においては、それぞれの「住民等」の「等」の皆さんに対しても、当然担っていただく領域がある。

相川委員

冒頭に、私も申し上げたように、逐条解説の図には住民等が含まれているということで理解している。

事務局（内海）

権利等は平等にあるが、ただ、それぞれの立場、役割に応じて担っていただくという考え方である。

「市民共治」を一層推進するというような考え方もあり、協働のまちづくりという考え方においては、「ふるさと・ひめじ」の目標を共有する中で参加していただきたい。

相川委員

結局、市長がスローガンとして掲げておられる「市民共治」の考え方というのは、「住民等」という意味の「市民」なのか。

事務局（内海）

そうである。

森下委員

「住民等」ということで、大体が統一された形で全文構成ができていると思うが、その中で気になるのは、先ほど会長が言われた議会の件である。

議会の方では、すでに議会基本条例が制定されており、その中で市民の意思を的確に把握するということで「市民」という文言が出てきている。

先に制定されているので、仕方がないと言えばそれまでだが、この違いというのはどのように理解したらよいのかよく分からない。

事務局（内海）

最初に説明させていただいたとおり、議会基本条例に基づき条文をつくっている。

その部分で、議会基本条例で「市民」という言葉が使われているので、「市民」という言葉をそのまま使っているという、単純な理由である。

それぞれの条例は独立しており、議会基本条例の中でも「市民」という定義がないことから、自治基本条例の中で議会基本条例の「市民」の定義ができないのである。

加茂委員 一般的に「住民」、「住民等」で進めていくのであれば、市内に広める時に「市民」という言葉がこのような理由で「住民」と「住民等」に分けられていると理解できる資料が必要だと思う。

自治会長を通じて自治基本条例ができるということを説明する時に、「市民」という言葉が実際あるにもかかわらず、「住民」、「住民等」に分けて使用するという説明をしなければ、一般市民に理解してもらえず、周知できないのではないか。

逐条解説を読めば分かるが、そこまで至らないと思う。

事務局（内海） 逐条解説の第2条で色々書かせていただいているが、これは客観的な表現というのが主になっている。

そこでは、さきほど説明したことは書かれていないので、また逐条の追加等を検討させていただきたい。

新川会長 その他、いかがか。

全体通じて、その他の点でもご意見を頂ければと思う。

これまで8回にわたってご議論いただいたところお手元の案の形でまとめられている。

ご議論を踏まえたところ、あるいは、そこから少し変わってきたところ、色々あるので、ご意見を賜ればと思う。

増尾委員 「市民」という言葉を今まで使ってきたわけであるが、そうすると結局は8条、9条の「市民」というのは、もともと定義されていなかったということである。

したがって、定義されている市民と、定義されていない市民が混在するからおかしくなったというような解釈ではないか。

この辺りは、先程、議会基本条例で定義されてないために、ここでも定義しづらいという説明があったので、その辺りは、最終的に市議会等できっちり詰めていただいて、新たにどちらで統一するのか、その辺りは決めていただくしかないかと考えている。

渡邊委員 8条、9条の「市民」に米印をつけて注釈を入れてはどうか。言葉は厳選する必要があると思うが、「定義はされておられません」等と入れるか、それとも、逐条解説の方で、解説を入れるというような措置を行わなければ、何か大きな混乱を呼ぶのではないだろうか。

新川会長 この辺りについては何らかの説明は必要だとは思う。

今後どうするかは、それぞれ執行機関、あるいは議会の中でご検討をいただかなければならないかとは思うが、現時点では何らかの解説は必要かと思う。

- 相川委員 先程、熊本市の事例を紹介していただいたが、せめてこのような書き方はできないのか。  
これまでは、定義で住民は「住民」、市民の中に事業者や通学者等を書き分けている。  
つまり、「住民等」の「等」という言葉で、事業者やNPO等を表現してしまうことは、あまりにも失礼だと思う。  
今まで「市民共治」と言っている時には、そのようなまちづくり団体も含めて「市民」と言われており、この逐条解説の中でも、色々な市民の活動を「市民活動」と呼ぶと規定されている。  
その中で「市民」という言葉を消してしまうのは本当に分かりにくい。
- 事務局（内海） 先程の説明の繰り返しになるが、「市民」という言葉を使わないというわけではなく、政策の考え方でもやはり「市民」という概念は、使っていく。  
ただこの条例の中では、考え方として、住民福祉が優先であるとか、住民自治という中で、「住民」が優先するというを出したいがために、あえてこの言葉を使わせていただいている。
- 森下委員 なぜそのような必要性があるのかが理解できない。  
現実には「市民一人ひとりが主役の市政」ということで、常に「市民」というものは市政の中で生きているわけである。  
したがって、定義するのであればきっちり行い、自治基本条例に「市民」を使用した方が分かりやすいのではないか。  
「市民」に統一すれば、議会の話もうまくマッチングできるのではないか。
- 玉田委員 参考資料④の函館と鳥取の市民の啓発用パンフレットでは、中に図が入っている。  
このような図は、関係性や役割が非常に分かりやすく、多用するべきだと思うが、「市民」と表記される部分が数多くあり、これを「住民等」と置き換えるとなると、いかがなものかと思ってしまった。  
今後も「市民」ということを使われるという事務局の説明であったが、おそらく私自身は、条例の中に1つも「市民」という言葉が出てこないにもかかわらず、いきなり図の中に「市民」という言葉が出てくると、この「市民」はどこかの「市民」なのかということを感じると思う。  
事務局の「住民」の権利義務の比重が高いという説明は理解できないことはないが、「住民」と「住民等」を分けるということは理解できない。「住民等」と言うよりは、せめて「市民」にしていきたい。
- 加茂委員 市民に配付するチラシについて、参考資料では写真や挿絵などが使われている。例えば、小学生や中学生、高校生に、条例のポスター等を募集し、優秀なものを採用することにすれば、若い世代が、姫路市

に自治基本条例ができるということ、違った面から知ることができるので、よいのではないかと思います。

よろしければお願いしたい。

新川会長

事務局には、ぜひ参考にさせていただければと思う。

それではご審議をいただく部分については、これくらいにしたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

本日は修正をされた案についていくつか重要なご意見を頂いた。

1つは、条例の文体として、「ですます」と「である」の二種類をお示しいただいたが、委員の中からは、前文は「ですます」が読みやすくてよいというのがほぼ大勢の意見であったかと思う。

それから、各条文についても、ここは好みの問題であるという意見があったが、比較的「ですます」でどうかという意見が多く出たのではないかと考えている。もちろん「である」というご意見もあったので、このような意見を参考にさせていただければと思う。

それから、広報PRについては、今後、自治基本条例を制定された時には、ぜひ分かりやすいパンフレットを作っていただきたいということで、その作成の仕方やまた子どもたちにも分かりやすい、子どもたちにも参加してもらえるような、そういうパンフレットの作り方を工夫していただければありがたいというご意見を頂いた。

今日の時間をかけてご議論いただいたのは、今回事務局からの条例素案の説明で、従来「市民」として整理をしていたものを、「住民」と「住民等」に区別された点であった。

これについては、これまで市民の内実やその中での権利義務について当懇話会としても、詳細な議論をしてきたという経緯があったので、多くの委員からこの修正の案については違和感が示されたというのは申し上げておきたい。

とりわけ「市民」という言い方そのものが、条文の一部を除いてなくなってしまうという点に違和感が強く示されたということをもっと申し上げておきたい。

2つ目に、その根本にあるのは、やはり、ここに言う「住民」、「住民等」それから「市民」、この定義を巡っての今回の整理というのが、従来やってきた整理と実質変わらないにもかかわらず、なぜ変えないといけないのか、こういう意見もあった。

それから、3つ目の論点として、条例全体としてそのように変えていくことの意義というのはなく、むしろ逆に市民を差別化するというものにつながるのではないかとのご議論もあった。

4つ目として、仮にこのような定義をすると、どうしても住民、住民以外の方々の権利義務の違いというのを明確に示していく必要があるのではないかとご意見があった。

それから5つ目として、懇話会における議論の範囲を超えるものであ

るが、議会では「市民」と使っており、自治基本条例では、今回は「住民」と「住民等」という定義をしようとしている。

この辺りについて、どう考えるのかという説明をきっちりする必要があるという意見を頂いた。

ここも、悩ましいところであるが、当懇話会はこれまで「市民」について議論をし、その定義についてかなり詳細な議論を行っているので、この「市民」ということで理解をしてきたところであるが、これについて、今後、市としてどのように使っていくのか、議会その他諸方面とのご議論も必要ではないかということで、これは今後の課題ということで、今日のところは収めさせていただくということにしたいと思う。

本日色々のご意見を頂いたが、この懇話会は、市の方針を決定するような場ではないので、このような意見があったということで、この懇話会での意見を尊重いただき、最終的な事務局案を検討いただければと思っている。

それでは、本日ご意見をいただく部分についてはこれぐらいにしたいと思うが、各委員よろしいか。

(異議なし)

## ○ 連絡事項

新川会長           それでは、引き続き、事務局から次回の会議等々について、説明をお願いしたい

事務局（岡山）   委員の皆様には本日も長時間にわたり、ご意見ご提案をいただき感謝している。

頂戴したご意見等については、また庁内にて検討させていただきたいと考えている。

次回の会議であるが、冒頭にお伝えしたように、来年1月16日の水曜日、午後3時からの開催を予定している。

なお、今回は、最後の会議となるので、皆様の意見を掲載した意見書を会長から市長に提出していただきたいと考えている。

その意見を取りまとめるにあたり、冒頭、スケジュールの話を説明させていただいたが、12月中旬頃に、事務局としての最終の条例素案を皆様に照会してご意見いただきたいと思っている。

その意見書について、只今配付させていただいた様式見本のとおり、条文ごとに皆様から頂いたご意見を掲載していきたいと考えている。

意見については、配付させていただいた意見記入書とともに、委員の皆様にお送りし、ご意見のある項目について記入の上、ご返送いただきたいと考えている。

なお、皆様から頂いたご意見については、そのままの形で引用掲載することを考えさせていただいている。

この意見を出された委員の皆様の個人名を意見書に表記するかどうかについて、この場でご意見を頂きたい。

現在、議事録については発言された委員名を書かせていただいている。最終の意見書について、委員名を記載するのかどうかについてご意見頂ければと思う。

新川会長

これまで、委員から色々なご意見を頂いた。

各委員の思いが、そのまま条文の案になっているわけではないので、皆様のそれぞれの思いをご意見として頂いておきたいという趣旨である。委員それぞれの声をできるだけ、直接この意見書の形でまとめて、市長に提出をさせていただきたいと思っている。

今日の「市民」、「住民」、「住民等」についてもまた同様にご意見を賜ればと思っているので、意見書を作るということについてお考えを頂きたいということと、それから、意見を記載する際に、各委員のお名前をどうするかということについて、ご相談をさせていただいているというところである。

意見の提出自体は、もちろん任意であるので、各委員のそれぞれのお考えでご意見を頂ければと思うが、出していただいたご意見について各委員のお名前を表記させていただくかどうか、その点をご確認をさせて頂ければと思う。

名前を出すかどうかは基本的には各委員のご判断に任せるということにしたいと思うが、よいか。

岸田委員

議事録に名前が出るようになっているので、別にこだわらない。

相川委員

私も強く名前を出すことにはこだわらないが、ただ、そういう形で各人の意見がバラバラという印象を与えてしまうというのは辛いと思っている。

岸田委員

その論議を経て、最終的にこのようにまとまってきたということである。

相川委員

本当はそうである。

新川会長

仮に意見書を取りまとめるとすると、どのような手順になるのか。

事務局（岡山）

今から事務局の方で、本日頂いたご意見等を踏まえて、最終的な条例素案を作りたいと考えており、12月中旬頃に照会させていただきたいと思っている。

照会期間を1ヶ月くらい設けさせていただきたいと考えている。

頂いた意見を集約した形で本当に16日に最終的に報告、市長に渡す形を取らせていただきたいと考えているので、1月の10日前後に締め切り、報告書自体はその場で見ていただいて、事前送付はしないということを考えている。



新川会長

この懇話会として議論したことのかなりのところは、当然この案の中に込められているとご理解をいただければと思う。

ただし、この案にまとめる段階で、当然各委員違ったご意見あるいは考え方、それに基づいてご発言をいただいていたということがある。

懇話会で発言したが、なかなか思いが伝わらなかったところもあるのではないかとということで、この意見書を使っていただきたい。

加えて、今後に向けて、この条例がより良く使われるように、積極的にこれを応援するようなまた、その運用についてこんな方向でといったようなそういうご意見も十分頂いていきたいと、私自身は思っている。

恐らく各委員からは色々なご意見が出され、それを単純にそのまま載せるということにするのか、あるいは一度整理をするのかということが問題になろうかと思うが、基本的には各委員から出たものがそのままが一番よいのではないかと私自身は思っている。

そのような背景があり、できればお名前も採らせていただければと思うが、よろしいか。

(異議なし)

事務局にはよろしくお願ひしたい。

事務局（岡山）

了解である。

本日の議事は終了したので、進行を新川会長にお返ししたい。

新川会長

12月の中旬以降に案の最終案が届き、お正月明け、10日くらいまでにご意見を頂く、こういう手順で進めていきたいと思う。

そして1月の16日には最終回、ということで市長にもご列席をいただき、意見書を併せてご提出させていただくということである。

それでは、以上で本日の会議を終わらせていただく。

事務局

ありがとうございました。

以上